


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市学校運営協議会規則について					
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、東大和市学校運営協議会の設置等について、必要な事項を定めるため、東大和市学校運営協議会規則を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨、協議会の目的、設置 ・学校運営等に関する基本的な方針の承認、・学校運営等に関する意見 ・住民の参画の促進等のための情報提供、運営状況の報告 ・委員の任命、任期、守秘義務等、委員の解任、会長及び副会長、会議、会議の傍聴 ・学校運営等に関する評価 <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 学校運営協議会を設置することにより、地域と学校が連携・協働し、学校運営に参画することで、地域に開かれた学校づくりを推進し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和2年1月22日 文書課において審査済み 1月28日 教育委員会定例会において議決</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。